

## 販促ツール作成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 公益財団法人わかやま産業振興財団（以下、「財団」という。）は、県内中小企業者がウェブ媒体を活用した事業活動を行うにあたり、ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者、補助事業及び補助対象経費等)

第2 この補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額については、次の表のとおりとする。

I 補助事業者	次の1から5を全て満たす者であること。 1 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第2条第1項に規定する中小企業者であり、次の（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと。 （1）発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者で事業を営むものをいう。以下同じ）が所有しているもの。 （2）発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの。 （3）大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。 2 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する業種のうち別表（産業分類による対象業種）に定める業種に属する産業を営む者であること。 3 和歌山県内に本社機能を有する者であること。 4 同一年度内で既に本補助事業を利用していない者であること。 5 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと理事長が判断する者に該当しない者であること。
II 補助事業	補助事業者がウェブ媒体を活用した事業活動を行うためのウェブサイト等の作成又は改良を主たる事業とし、次の1から3を全て満たすものであること。 1 和歌山県が公表する和歌山県IT関連事業者登録名簿に登録された事業者に対してウェブサイト等の作成又は改良の発注を行う事業であること。

	<p>2 この補助金の交付決定の日から理事長が別に定める事業実施期間内に、発注、納入、検収、支払等の全ての手続が完了する事業であること。</p> <p>3 国または和歌山県の補助金、助成金を充当しないものであること。</p>
Ⅲ補助対象経費	<p>補助事業の実施に必要となる経費であって、次に掲げるもの。</p> <p>1 ウェブサイト等の作成又は改良に要する経費</p> <p>2 ウェブサイト等を効果的に活用するための経費</p>
Ⅳ補助率	2分の1以内（上限50万円）
Ⅴ補助金の額の算定方法	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）と、50万円とを比較して少ない方の額。

（交付申請）

第3 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条に規定する補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 販促ツール作成事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

2 規則第4条の補助金等交付申請書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（交付の条件）

第4 規則第7条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合（ただし、補助事業の遂行に支障がなく、事業計画の細部の内容を変更する場合は除く。）においては、あらかじめ理事長に事業内容変更申請書（規則別記第3号様式）に変更収支予算書（第2号様式）を添付して提出し承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ理事長に中止にあつては補助事業等中止承認申請書（規則別記第4号様式）、廃止にあつては補助事業等廃止承認申請書（別記第5号様式）を提出し承認を受けなければならないこと。

(3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を補助事業の消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（規則別記第8号様式）により速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(4) 補助事業の収入に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告書の添付書類等)

第5 規則第16条に規定する補助事業等実績報告書（規則別記第6号様式）に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施結果報告書（第3号様式）
- (2) 収支決算書（第2号様式）
- (3) 経費の精算根拠が確認できる書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(財産の管理等)

第6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第25条ただし書に規定する理事長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

3 規則第25条第2項の規定により理事長の承認を得て財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を理事長に納付させることがある。

(収益納付)

第7 理事長は、補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により補助事業者に収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

大分類	中分類	小分類
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業,郵便業	鉄道業	
	道路旅客、運送業	
	道路貨物運送業	
	水運業	
	航空運輸業	
	倉庫業	
	運輸に附帯するサービス業	
卸売業,小売業		
金融業,保険業	保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)	
不動産業, 物品賃貸業		
学術研究,専門・技術サービス業		
宿泊業, 飲食サービス業		
生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	
	その他の生活関連サービス業	
	娯楽業	
教育,学習支援業	その他の教育,学習支援業	
医療,福祉	医療業	療術業
サービス業 (他に分類されないもの)	廃棄物処理業	
	自動車整備業	
	機械等修理業 (別掲を除く)	
	職業紹介・労働者派遣業	
	その他の事業、サービス業	
	その他のサービス業	